

——安保改定作業は、それ自体大変な仕事であることは、もちろん覚悟しておられたでしょうが、対米交渉で何が最も大変な問題になるか、予想されていましたか。

岸 何といっても一番は、アメリカが本当に日本を守るという義務を負うてくれるのかどうかという問題ですよ。つまりアメリカが若い者たちの血を流しても、日本の国民を守るかどうかということだよ。

——旧安保条約には、それはなかった……。

岸 旧安保条約では、アメリカは日本にいろいろな権利をもつていたけれども、日本を守るという義務は明記されていないんだ。新条約では、アメリカの日本防衛の義務を謳つたが、逆にアメリカの領土が侵略された場合、日本が駆けつけて助けることはできないんだからね。それをだな、アメリカをして呑ませるということ、これは大変なことだ。

——これは、初めからまったく見通しがつかなかつたのですか。

岸 うん。最初は見通しは立つていなかつた。この点では、ダレスともいろいろ話をしたし、マッカーサー大使も非常に骨を折ってくれた。

安保改定——いま思うこと

——安保改定について長々とお話をうかがつてしまひましたが、最後に数点お尋ねしたいと思います。そもそも旧安保条約をどのように変更していこうかとお考えになつた時、憲法をはじめとするいろいろな制約があつたかと思うのです。もし憲法とりわけ第九条の制約がなかつたとするならば、総理はある安保条約をどのように改定なさつたのか。やはり完全な相互防衛型条約にするおつもりでしたか。

岸 うん。その通りです。もし憲法の制約がなければ、完全に双務的な条約になつただ

ろうと思つたんです。日本が侵略された場合にはアメリカが、そしてアメリカが侵略された場合には日本がこれを助けるという、いわば日米一体の完全な双務条約になつたでしょう。しかし、いまの憲法はそれを許さないからね。日本の憲法が特別のナニであつたために、アメリカの上院では例のパンデンバーク決議というのがあつて、日本との完全な双務条約は認められないんだ（一九四八年六月米国上院で採択されたいわゆるパンデンバーク決議の第三項は、米国が「自助及び相互援助を基礎」にしてのみ地域的その他の集団的取り決めに参加すべきことを謳つている。米国の立場は、この条項における「自助及び相互援助」の力を日本は持っていないのだから、その日本と双務条約を結ぶことはできない、というものであった）。だから、この新しい日米安保条約ではつきりアメリカが日本防衛の責任を負うと明記するについては、

相当ダレスが苦心したと思うんです。日本の憲法によれば、日本は、アメリカの日本防衛に相応する義務をアメリカに負えないわけだからね。日本としては、ただ基地を提供するとか、憲法の範囲内で防衛力を漸増するという非常に気の抜けた対応になつているわけだ。

——三年五ヵ月間続いた岸内閣ですが、総理在職中の全仕事をもし十とするならば、安保改定にかかるお仕事にどのくらいの精力を割いたというふうにお考えですか。

岸 そうね、七ないし八くらいに相当するだろうな。

——それは、その安保改定のお仕事のすべてを十とするならば、さて、党内調整、国会対策、院外大衆運動、日米交渉等々片付けなければならないことが山ほどあったわけですが、それぞれにどのくらいのエネルギーを傾げたというふうに、岸先生ご自身お考えですか。

岸 やっぱり一番苦心したのは、党内調整だよ。

——つまり派閥間抗争にご苦労されたということですね。

岸 うん。松村や三木一派というものがいろいろ反対したからね。とにかく一番苦労したのは、足元を固めるための党内調整であり、その次が日米交渉なんだ。対米交渉についていえば、旧条約におけるアメリカの特権を安保改定で削っていくわけだから、彼らと

**出典：原彬久著  
「岸信介証言録」  
中央公論新社（中公文庫）  
(2014年11月25日初版発行)**

より小西洋之事務所作成

令和3年3月30日 参議院外交防衛委員会

立憲民主・社民 小西洋之

## ◎第186回参議院決算委員会（平成26年5月12日）

○小西洋之君 …日米安全保障条約第三条の解釈について伺います。

この上の部分は、外務省のホームページのこの三条の説明をそのままペ  
たっと貼付けをさせていただきました。この日米安全保障条約第三条の趣  
旨、特に下の条文で重ねて引かせていただいておりますけれども、「憲法上  
の規定に従うことを条件として、」との文言について、日本国憲法の下の集  
団的自衛権の行使の関係も踏まえつつ、その趣旨と制定の経緯について答  
弁をお願いいたします。

○政府参考人（富田浩司君） お答えいたします。

先生の配られた資料を読み上げるような形で御答弁させていただきたい  
と思いますけれども、この規定、すなわち日米安保条約第三条の規定は、  
我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲  
内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上につい  
て応分の協力をするとの原則を定めたものでございます。

これは、沿革的には、米国の上院で一九四八年に決議されたバンデンバ  
ーグ決議を背景とするものであり、NATOその他の防衛条約にも類似の  
規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、  
その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行い、また、米国に対しても、  
防衛面で協力する意思を持った国でなければならないということである。  
ただし、我が国の場合には、相互援助といつても、集団的自衛権の  
行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、  
憲法上の規定に従うことを条件としている。

以上でございます。

その事態そのものを収拾するというの  
は、何といつても国連を中心に考えて  
いくべきである。それから、こちらが  
お手あげしたら——こちらから進んで  
武力を行使しているのじゃない、向こ  
うから来たわけありますから、一体  
その場合に、直ちに向こうがその攻撃  
をやめるかどうかというようなことを  
やめるかどうかといふようなことを  
も、これは事実上いかなる場合にお  
いても降伏ということをすぐ言えればや  
めるのだ、こういう前提も私は考へら  
れないのであります。一応とにかく独  
立國であつて、自主的な立場から、われ  
われの領土、領空その他に対しても  
不當な侵略がある限りにおいては、こ  
れは私は、独立國としてそれを排除す  
る行動をとるということは、これは必  
要なことであります。しかしながら、  
その事態そのものをできるだけ早く解  
決して、そうしていくまでも長い間の  
戦闘行為を続けていくといふようなこ  
とのないように努力すべきことは、こ  
れは私は当然のことである、こう思  
います。しかし、何でも攻撃があつたら  
すぐお手あげをして、降伏しませうす  
ばそれでいいんだといふ考え方の方は、私  
は、独立國であり、自衛國である以上  
は考へるべきものではない、こう思  
います。

○受田委員 簡単に降伏するといふこ  
とを、私、前提としておるわけではな  
い。あなたのよろしく、開戦をやられた  
責任者で、終結をやられた経験がない  
場合に、ここに戦争を停止させる、すな  
わち、戦いをやめるということについて  
お手あげするようなことを前提として考  
えるといふことは、私は適当でなかろ  
ない。しかし、武力攻撃が継続している  
限りにおいて、どうも日本の方からお  
手あげするようなことを前提として考  
える、こういうことは、私は適当でなか  
る。しかし、あくまでも、武力攻撃が  
あった場合において、こつちが武力行  
動をとる御意思

その事態そのものを収拾するといふの  
は、何といつても国連を中心にして考えて  
いくべきである。それから、こちらが  
お手あげしたら——こちらから進んで  
武力を行使しているのじゃない、向こ  
うから来たわけありますから、一体  
その場合に、直ちに向こうがその攻撃  
をやめるかどうかといふようなことを  
やめるかどうかといふようなことを  
も、これは事実上いかなる場合にお  
いても降伏ということをすぐ言えればや  
めるのだ、こういう前提も私は考へら  
れないのであります。一応とにかく独  
立國であつて、自主的な立場から、われ  
われの領土、領空その他に対しても  
不當な侵略がある限りにおいては、こ  
れは私は、独立國としてそれを排除す  
る行動をとるということは、これは必  
要なことであります。しかしながら、  
その事態そのものをできるだけ早く解  
決して、そうしていくまでも長い間の  
戦闘行為を続けていくといふようなこ  
とのないように努力すべきことは、こ  
れは私は当然のことである、こう思  
います。しかし、何でも攻撃があつたら  
すぐお手あげをして、降伏しませうす  
ばそれでいいんだといふ考え方の方は、私  
は、独立國であり、自衛國である以上  
は考へるべきものではない、こう思  
います。

196-参-本会議-24号 平成30年6月1日

○小西洋之君 (略)

さて、本TPPの審議の大前提として、立法府の存立を懸け追及すべきことは、安倍内閣は、国会の条約承認権を踏みにじり、そもそも条約提出を行う資格すらないという事実であります。

安倍内閣が強行した集団的自衛権行使の解釈変更は、昭和四十七年政府見解という決裁文書の外国の武力攻撃という文言を同盟国に対する外国の武力攻撃と恣意的に読み替え、九条解釈の基本的な論理なるものを捏造した、法論理ですらない不正行為であり、これは決裁文書の解釈改ざんによる史上空前の憲法破壊であります。

一方、この暴挙は、同時に、日米安保条約第三条に違反する暴挙なのであります。

実は、安保条約三条には、日本はアメリカのため違憲である集団的自衛権行使しなくてよいと、主権国家同士の国際約束が明記されているのです。すなわち、アメリカが上院決議により、全ての同盟国と締結している共通条項が、共通条項第三条が、日米安保三条だけは特別の文言変更がなされているのであります。このことは、安保改定当時の政府答弁において、集団的能力という文言をそれぞれの能力と変更し、憲法上の規定に従うことを条件としてとの文言を付け加えるなど、日本による集団的自衛権行使を法的に免責した条文として作り込まれたことが明確に説明されているのであります。

その証拠に、外務省ホームページの第三条の逐条解説では、集団的自衛権の行使を禁じて憲法の範囲のものに限られることを明確にするためと記載されていました。しかし、解釈変更以降に外務省はホームページの記述を改ざんし、集団的自衛権の行使を禁じているという文言を削除しているのであります。

河野大臣に伺います。

条約は、法的効力において法律に優位します。解釈変更と安保法制は、限定的なるものを含めあらゆる集団的自衛権行使は違憲であるとの九条解釈に基づき、そのことを徹底的に明文化した安保条約三条に違反する無効の暴挙であるとの認識はありますか。国際承認した条約を勝手に読み替え、条約違反の閣議決定や法案提出を行い、戦争行為を行えるようにした内閣なら、本協定を勝手に読み替えることなど平気で行うのではないでしょうか。

なお、あつたはずのものをなかったと言い張るこの間の一連の不正と異なり、解釈変更是、絶対にないものがあると言い張っている不正行為であり、安倍総理のみがどこまでも立証責任を負い、そして、その主張が虚偽であることは誰でも証明可能、理解可能です。したがって、河野大臣が一政治家としての良心に基づく限り、四十七年見解の中に集団的自衛権行使を許容する法理が作成当時から存在するという安倍総理の主張は到底容認できないはずですが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣（河野太郎君） 平和安全法制と日米安保条約第三条についてお尋ねがありました。

日米安保条約第三条は、「憲法上の規定に従うことを条件として、」との文言から明らかなとおり、特定の憲法解釈に立ち入った規定ではなく、我が国自身が行う憲法解釈の下で実施されるものです。

平和安全法制は、新三要件を満たす場合には、従来の政府見解の基本的な論理に基づく必要最小限の自衛のための措置として武力の行使が憲法上許容されるとの判断に至ったものであることから、日米安保条約に違反するとの御指摘は当たりません。 (略)

権行使が禁止されているため、日本は米国のために集団的自衛権行使を行わなくてよい」ということが明記されています。単に、日本が憲法9条の解釈において集団的自衛権ができないということではなく、主権国家同士の条約で日本が米国のために集団的自衛権行使を行うことが法的に免責されているのです。

#### ■日米安全保障条約第3条

第3条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うこととを条件として、維持し発展させる。

この条文の趣旨は、どなたでも見ることができる外務省HP「日米安全保障条約（主要規定の解説）」において、7.1 開議決定の以前は以下のようになっていました。

#### ○第3条

この規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするととの原則を定めたものである。

これは、沿革的には、米国の上院で1948年に決議されたヴァンデンバーグ決議を背景とするものであり、NATO（北大西洋条約機構）その他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行なわないといふことである。

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うこととを条件」としている。

文末の私が下線を引いたところをご覧下さい。ズバリ、「集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られる」と明確にするために、「憲法上の規定に従うこととを条件」としている。」と書いてありますね。私も、昨年の5月に、解釈改憲を阻止するための追及の過程で、この解説文を発見したときは、思わず目が点になりました。

つまり、外務省の解説にもあるように、この第3条に関する条項は、米国との上院決議に基づいて米国政府が同盟条約を結ぶ際に、そのすべての相手国とそれまつたく同一の内容のものを必ず締結しているものののですが、日米安全保障条約だけがその各国との条約とまったく違った文言で、まったく違った内容になっています。本来ならば、米国政府は日本政府に対し、米国が日本を防衛する義務を負う（日米安保第5条）以上は、日本も米国に対して防衛面での協力を求めなければならないのですが、日本は憲法上集団的自衛権行使ができないので、以下のNATO条約（北大西洋条約）との違いで一目瞭然のように、逆に、条約の文言を特別に選んで、日本が米国のために集団的自衛権行使をすることが免責される規定となっています。

見比べて頂けるように、先ほどの「憲法上の規定に従うこととを条件」という文言だけではなく、他の条約では「単独に及び共同して」とされているのを「個別的に及び相互に協力して」とし、同様に「個別的の及び集団的能力を」とされているのを「それぞれの能力を」としたことが、条約締結時の国会で明確に答弁されています。つまり、分かりやすく言えば、第3条全体の作りからして、「日本は集団的自衛権行使が違憲であるので、日本は米国

**日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権を行使しなくてもよい」と締結している！！**

NATO条約第3条

日米安保条約第3条

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、單獨に及び共同して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する個別的の及び集団的能力を維持し発展させることとして、維持し発展させる。

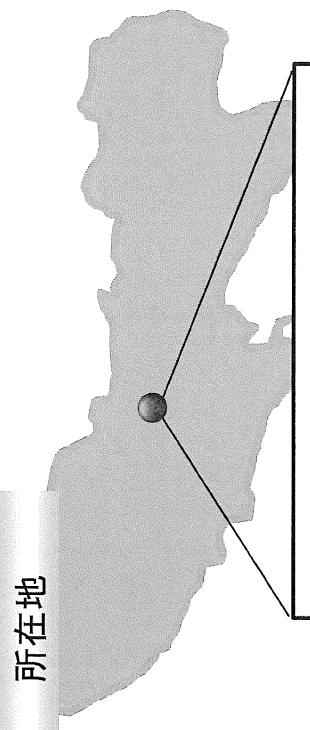
【外務省HPでの解説】(2014/07/01版)

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うこととを条件」としている。

# 航空自衛隊横田基地概要

令和2年10月  
防衛省

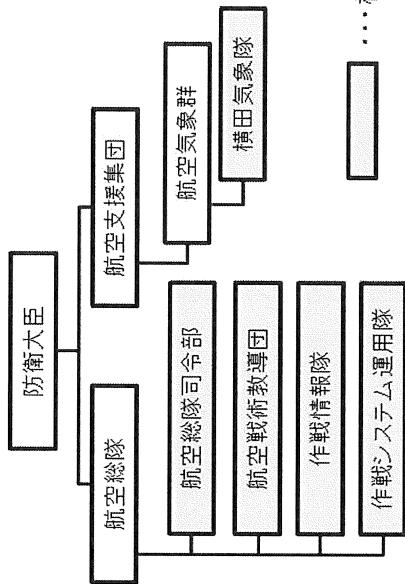
## 所在地



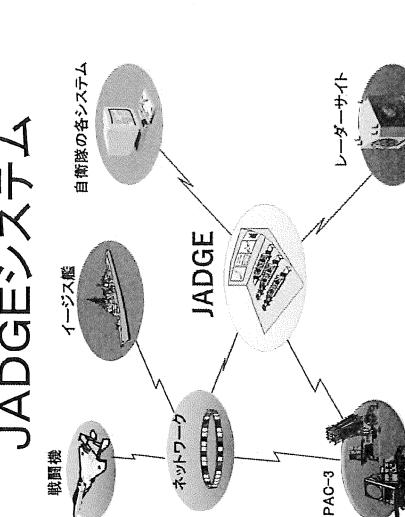
## 基地概要

所在地：東京都福生市(武藏村山市、羽村市、立川市、昭島市  
及び瑞穂町にもまたがる。)

主要部隊：航空総隊司令部、航空戦術教導団、作戦情報隊、  
作戦システム運用隊、横田気象隊



## 主要装備品



## JADGEシステム

部隊	定員
航空総隊司令部	約310人
航空戦術教導団(団司令部)	約60人
作戦情報隊	約210人
作戦システム運用隊	約420人
横田気象隊	約20人
その他	約10人
合計	約1030人

※ 定員は事務官等を含む。  
※ 四捨五入により、計は一致しない場合がある。

## 「米が北朝鮮攻撃したら」2年前に検討 前統幕長が証言

編集委員・藤田直央 2019年5月16日 20時30分



朝鮮半島や尖閣諸島など日本周辺の安全保障環境と自衛隊の役割を語る河野克俊・前統合幕僚長＝2019年5月9日午後、東京都中央区、仙波理撮影



北朝鮮の核・ミサイル問題が緊迫した2017年、当時の自衛隊制服組のトップ・河野克俊統合幕僚長の下で、安全保障法制に基づく朝鮮半島有事の自衛隊の対応を、防衛省の統合幕僚監部が検討していたことがわかった。先月退任した河野氏が朝日新聞のインタビューで語った。

北朝鮮は17年、日本海や太平洋へ弾道ミサイルの発射を重ね、9月には6度目の核実験があり米朝首脳間で非難の応酬が起きた。河野氏は、米軍のダンフォード統合参謀本部議長らとのやり取りで緊張の高まりを感じ、「違った段階に来たと考え、もし米軍が軍事行動に踏み切れば自衛隊がどう動くか、私の責任で頭の体操をした」と話した。

米軍が北朝鮮を攻撃した場合の朝鮮半島有事に備え、統合幕僚監部で検討。16年施行の安保法制に基づき、日本の平和と安全に重要な影響を与える状況下で自衛隊が米軍を後方支援できる「重要影響事態」や、集団的自衛権を行使して米軍への攻撃に自衛隊が反撃できる「存立危機事態」を想定したという。

河野氏は「やる、やらないを決めるのはトランプ大統領と安倍総理。幸い米軍から軍事行動をすると連絡は結局なかったが、総理には米軍の態勢を報告していた」と振り返った。(編集委員・藤田直央)

——在任中は緊張続きでした。最も緊迫したのはいつですか。

「17年です。北朝鮮が弾道ミサイル発射の距離を延ばし、射程内にグアム、ハワイ、ワシントンとエスカレートさせてきた。米朝の首脳同士で『ロケットマン』『老いぼれ』と言葉の応酬が始まり、9月の国連総会でトランプ大統領は、北朝鮮が挑発をやめなければ『破壊する』と言った。違った段階に来ていると思いました」

「電話で米軍のダンフォード統合参謀本部議長と2、3日に1度、ハリス太平洋軍司令官とも準備態勢の情報を交換しました。米軍が軍事行動に踏み切り朝鮮半島有事になる可能性を考え、16年に施行された安保法制の下で自衛隊がどう動くか、私の責任で統合幕僚監部で頭の体操をしました」

——米軍が攻撃するレッドラインはどのへんだったのでしょうか。

「具体的に言えません。北朝鮮を放置すれば米国の国益を大きく損ねる段階を見極めるということです。やる、やらないを決めるのはトランプ大統領と安倍総理。幸い米軍から軍事行動をするという連絡はなかったが、総理には隨時米軍の態勢を報告していました」

——中国への対応では。

「海上幕僚長当時に野田政権で尖閣諸島が国有化され、中国の対応が変わりました。日本の海上保安庁にあたる『海警』の船の領海侵入が頻繁になり、その後ろに軍艦が来ている。安倍政権になって早々に海自のヘリや護衛艦への射撃用の火器管制レーダー照射があり、エスカレートさせてきたかと緊張感を持って対応しました」

「中国が南シナ海で拠点を築きだして米国も脅威認識を高めました。南西諸島方面へ重心を移した自衛隊と米軍がどう協力するかの議論や訓練を進めましたが、日本の領土は米軍に頼らず自衛隊で守るという気持ちでいます」

——南西諸島にミサイル部隊も配備しますが、中国軍と同様の領域への接近拒否ではないですか。

「違います。日本は海洋の自由という国際法の理念の下に離島防衛をしている。海洋に線を引いてここから入るなという中国とは価値観が合わないんです。尖閣の防衛で一歩も引かない姿勢を示し続けたことが、最近の外交の好転につながったとも考えます」



オバマ政権時代は「戦略的忍耐」を掲げていたが、トランプ大統領は、北朝鮮の挑発に黙つていなかつた。

トランプ大統領は、同年四月に行われた安倍総理との電話会談で、「すべてのオプションがテーブルの上にある」と答えていた。つまり、軍事オプションもありうるという意味である。

この問題は、一にかかって、北朝鮮の出方次第だつた。米国や日本が仕掛けているわけではなく、北朝鮮がミサイル発射と核開発をやめて核を放棄すればすぐに終息する問題だつた。

しかし、北朝鮮はやめるどころか、ミサイル発射と核実験を繰り返した。八月には、北朝鮮の軍高官が、グアム沖に四発の中距離弾道ミサイル「火星12」を打ち込む可能性に言及した。これに呼応して、万一に備えて、PAC3を北朝鮮とグアム線上に位置する島根、広島、愛媛そして高知の各県に展開した。

トランプ大統領は「北朝鮮は、世界がこれまで見たことのないような、炎と怒りを浴びることになるだろう」と応じた。

北朝鮮が計算違いをして米国のレッドラインを越えるようがんじがあれば、軍事オプションが現実味を帯びてくる。

七月には、別件でワシントンを訪問していた私にダンフォード統合参謀本部議長から連絡があり、急遽会いたいといふ。すぐさまペンタゴンに直行した。八月十八日には、ダン

フォード統合参謀本部議長が来日して、緊迫化した北朝鮮情勢への対処について話し合つた。

八月二十一日に、米国のB52戦略爆撃機二機が飛来し、航空自衛隊のF15戦闘機二機と日本海上空の空域で共同訓練を行つた。その後B52は、朝鮮半島に飛び、韓国軍と共に訓練を行つてゐる。日米韓三カ国で北朝鮮へ軍事プレッシャーをかけ続けた。

しかし、北朝鮮は八月二十九日に弾道ミサイルを発射。九月十五日にも弾道ミサイルを発射した。いずれも北海道上空を越えるものだつた。日本にとっての脅威度は確実に増していた。

また、九月二日には北朝鮮は六回目の核実験を行い、ICBM（大陸間弾道ミサイル）装着用の水爆実験に成功したと発表した。核実験の出力規模から見て、水爆の可能性も否定できなかつた。

## イーリス・アーロニアの導入と断念

北朝鮮のミサイルを巡る情勢が厳しさを増す中、国民の危機意識も高まつてきだ。そこで、日本の弾道ミサイル防衛艦艇は万全なのがどう疑問が我々に突き付けられた。日本

保障政策は政策論であり、あくまで現実論でなければならぬと思う。今までの日米両国は「盾」と「矛」の関係であったが、これからは「矛」の分野でも日米共同を追求すべきである。

### 緊張から一転対話へ

米朝両国首脳の発言はさらに過激になっていった。

九月十九日の国連総会では、トランプ大統領が金正恩委員長を「ロケットマン」と呼び、金正恩委員長は「狂った老いぼれ」と言い返した。それを受けてトランプ大統領が「ちびのロケットマン」と呼び、「完全に破壊する」と言つと、金正恩委員長は「史上最高の強硬対応措置の断行」と応じた。一触即発の緊迫感は日増しに高まっていくように思われた。米国は、軍事的な圧力をさらに強め、グアムから戦略爆撃機B1、B2、B52を次々と朝鮮半島に向けて飛ばした。

十一月には、「ニミッツ」「セオドア・ルーズベルト」「ロナルド・レーガン」の三隻の空母が日本海に入った。日本海に三個空母打撃群が入るのは初めてのことだつた。一九九六年の台湾危機のときですら、一個空母打撃群だから、北朝鮮には相当な軍事プレッシャーを与えたと思われる。

日本海に入った米空母打撃群と日本は共同訓練を行い、米国とともに軍事的なプレゼンヤーを北朝鮮に掛けた。

北朝鮮は十一月二十九日にロケット弾道（通常よりも高い角度で発射した際の軌道）でICBM「火星15」を発射した。これは、普通の軌道で計算し直すとワシントンにまで届くレベルで、北朝鮮のミサイルがついにワシントンを射程に拡えた。

マスコミでは、北朝鮮を先制攻撃する鼻血作戦や斬首作戦などが取りざたされていた。この間、私はカウンターパートであるダンフォード統合参謀本部議長と頻繁に電話で連絡を取り合っていた。ダンフォード議長が「11月11日に一回は連絡をとった」とメディアに語っているから、そのくらいの頻度で連絡をしていたと思う。

軍事オプションをどうかは政治が決めるんだ。しかし、軍としては、政治からGOがかかった時、準備ができていませんでは話にならない。常識的には、米軍はさぞかまな軍事作戦を検討していたと思う。一九九〇年代の第一次朝鮮半島核危機の際は、現実にクリントン大統領は、一時は軍事攻撃を決断した歴史的事実がある。

もし、北朝鮮が計算を誤り、米国のレッドラインを踏み越えたら軍事オプションは現実味を帯びる。米国が軍事攻撃に踏み切った場合、当然、日本には大きな影響がある。その時、自衛隊として取れるオプションは何か？ 私もこの問題が対話もしくは外交・経済制裁で平和的に解決するなどを望んでいたが、最悪のことが起きた時に、「すみません。何

も考えていませんでした」では自衛隊トップの責任を果たすことはできない。

私の責任の範疇で頭の体操は当然していた。

しかし、1101八年に入つて、急転直下、金正恩委員長は新年の辞で対話路線を打ち出した。私は、経済制裁も効いたとは思うが、やはり主として軍事プレッシャーの結果としての方針転換だと考えている。

しかし、その後、米朝会談は1101八年六月十一日にシンガポールで、翌1101九年一月二十七日と二十八日の両日ベトナムのハノイで行われたが、実質的な進展はない。

今まで、朝鮮半島の核危機は二回あつた。今回が三回目である。一九九一年から一九四年ごろまでが第一次核危機である。110011年から11009年くらいまでが第二次核危機である。いずれも先に北朝鮮に見返りを与えたために失敗した。今回の第三次核危機では、過去の失敗の轍は踏まないといつてもCVID（完全かつ検証可能で不可逆的な非核化・Complete, Verifiable and Irreversible Denuclearization）という方針を打ち出した。すなわち「完全かつ検証可能で不可逆的な非核化」である。非核化が先であり、先に決して見返りは与えないといつてもよいである。私はこの方針は貫くべきだと思う。

そして、あの時対話路線に乗らざる、あと一步北朝鮮に軍事的圧力をかけておけば、まだ、違った展開になつたかも知れないとも思う。

そういうしてじるうちに、私の退官の日は近づいてきた。

## 感無量の「帽振れ」で心置きなく自衛隊を去る

これで私の「物語」も終わりである。

いよいよ退官の日である平成三十二年（1101九年）四月一日を迎えた。防大を含むと実に四十六年に及ぶ自衛隊生活に別れを告げる日が来た。奇しくもこの日は新しい元号の「令和」が発表された日である。新しい時代を告げる日に退官することは何とも幸運なことだと思った。統合幕僚長としての期間も一度の定年延長を経て四年半に及んだ。

振り返ってみても、七転び八起きの自衛官人生だった。そして「運」にも本当に恵まれていたとつくづく思う。私は一九七一年に防衛大学校に入校し、一九七七年に海上自衛隊に入隊した。自衛隊は一九九一年の掃海部隊のペルシヤ湾派遣で「オペレーションの時代」を迎へ、それから十年後の11001年の米国同時多発テロに伴う対応でオペレーションをさらに深化させ、その十年後の11011年、大変不幸なことではあったが、東日本大震災での災害派遣で統合の道を確実なものとした。それ以来より国民から「顔」の見える自衛隊へと変貌し、国民から大きな信頼を寄せられる組織となつた。

その意味で私は自衛隊が不遇とも言える時代と今日のよみに国民から信頼される時代の両方を知っている最後の現役自衛官だったかも知れない。その思いから、離任の辞で後輩